

電子契約サービスの導入について

令和6年1月18日(木)

うるま市総務部契約検査課

電子契約の対象となる契約

1. 契約書全般(仮契約書・変更契約書を含む)

・請負契約、物品供給契約、業務委託契約 など

2. 請書

3. 協議書

- ◆ 契約期間の始期が令和6年4月1日以降となる発注案件が対象。
- ◆ 当面の運用として、電子契約の対象を制限して利用開始します。
活用状況を確認しながら、順次、電子契約の対象を広げていきます。

電子契約の対象となる契約

- ◆ 電子契約を選択できる契約については、案件ごとに発注時に、入札公告や指名通知に明記してお知らせいたします。
- ◆ 受注者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙での契約となります。
(契約書は受注者の希望する方法で作成します。)
- ◆ 電子契約は、すべてうるま市側から送信します。

電子契約を利用するとき

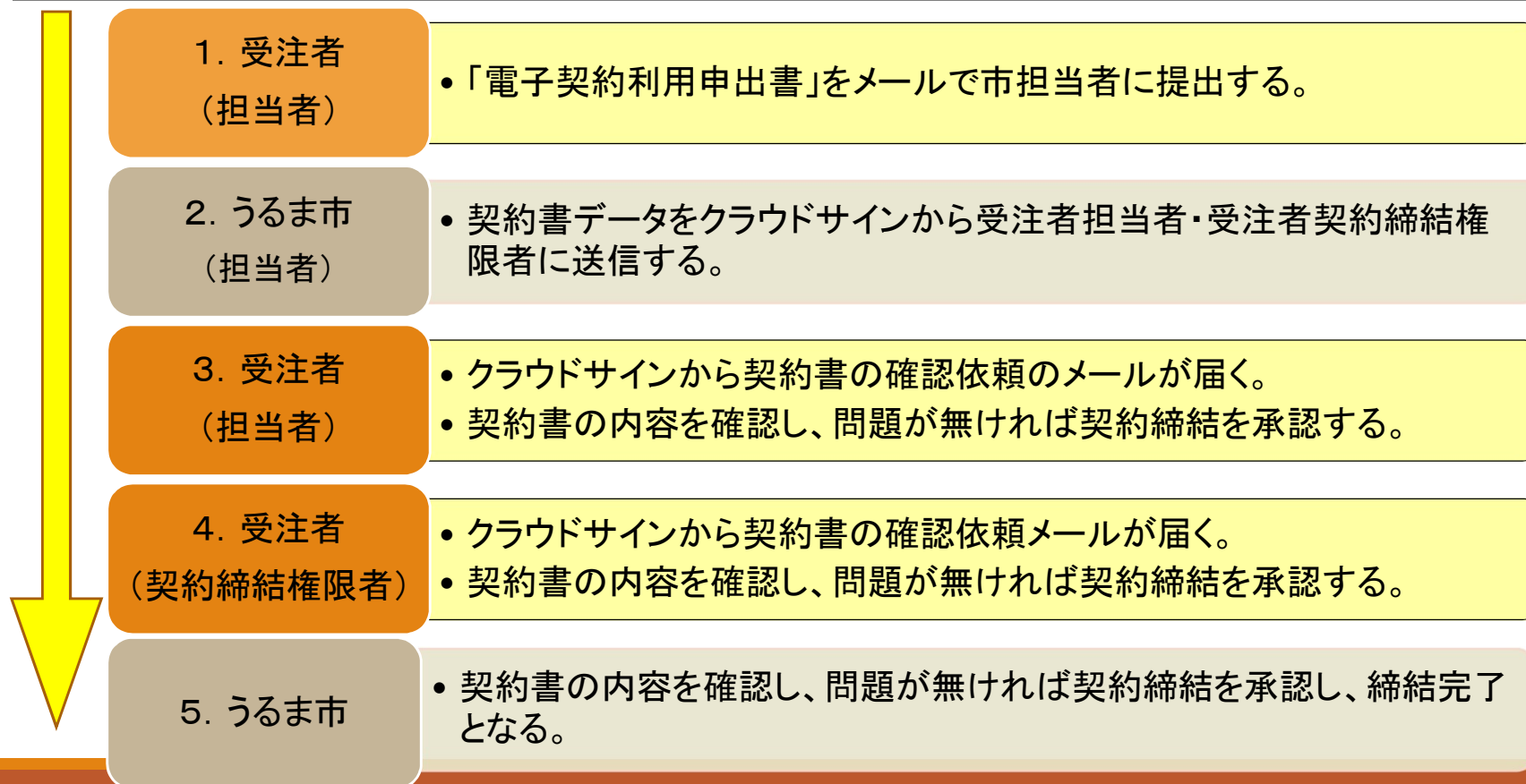
- ◆「電子契約利用申出書」のご提出をお願いいたします。
- ◆利用申出書様式等を本市ホームページへ掲載いたします。

【記載していただく内容】

- ・担当者氏名、メールアドレス
- ・契約の権限を持つ方の氏名、メールアドレス 等

※「電子契約利用申出書」は契約案件ごとにご提出をお願いすることになります。

電子契約の事務の流れ



おわりに

電子契約を利用することで、事業者の皆様の業務の効率化やコストの削減につながると期待しております。

うるま市との契約の際には、ぜひ電子契約導入のご検討をお願いいたします。

